

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により、現にされている公文書の開示の請求は、この条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。
- 3 前項に規定する公文書の開示の請求のうち、この条例第2条第1項の規定により新たに実施機関となる東京都規則で定める行政機関の長（以下「規則で定める長」という。）が保有する公文書の開示の請求については、当該規則で定める長に対してされている開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第19条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 旧条例第13条第1項の規定により置かれた東京都公文書開示審査会は、この条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第3項の規定により東京都公文書開示審査会の委員に任命されている者は、この条例第22条第3項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 8 この条例の施行の際、この条例第22条第3項の規定により新たに任命される審査会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

- 9 この条例の施行の際、この条例第34条第3項の規定により任命される審議会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 10 旧条例第9条第6号に規定する合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について開示しない旨を定めている情報であって、この条例の公布の日前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書については、旧条例第9条第6号の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。
- 11 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開が行われるよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

趣 旨

- 1 第1項は、本条例の施行期日について定めたものである。
- 2 第2項から第11項までは、本条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 第2項は、本条例の施行の際、東京都公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づき、現にされている公文書の開示の請求であって、開示決定等がなされていないものについては、本条例に基づく開示請求とみなし、開示決定等を行う趣旨である。
- 4 第4項は、本条例の施行の際、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立手続については、本条例による手続に基づくことを定めたものである。なお、処分庁又は審査庁は、当該不服申立てに係る旧条例による開示決定等についての判断を行うこととなる。
- 5 第10項は、本条例公布の日（平成11年3月19日）前に開催された合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等について、旧条例第9条第6号の規定（合議制機関等関係情報）に基づき、合議制機関等の議事運営規程又は議決により、その全部又は一部を開示しない旨を定めているものは、本条例の施行後においても、旧条例第9条第6号の規定により、開示をしないことができることとしたものである。なお、本項の規定を適用する場合は、「開示しない旨を定めている」とあるように、開示決定等をする時点において、当該合議制機関等の会議に係る資料の全部又は一部を開示しない旨の議事運営規程又は議決が有効なものとして存続していることが必要である。
- 6 第11項は、第10項に規定する情報が記録されている公文書についても、できる限り情報の公開をしていく趣旨である。